

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程

平成14年4月1日
五社協規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の管理する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、社協の活動に対する透明性を高め、町民の理解と信頼を深めるとともに、町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において情報とは、社協職員が職務上作成し、又は取得した文書、図書、フィルム及び磁気テープ等から出力又は採録をしたもので、決済、回覧その他これらに準ずる手続きが終了し、社協が管理しているものをいう。

2 この規程において情報の公開とは、情報の閲覧若しくは視聴に供し又はその写しを交付することを言う。

(社協の責務)

第3条 社協は、第1条の目的を達成するため、情報は原則として公開されるものとし、町民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この規程を解釈し、運用するものとする。

2 社協は、情報の公開にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

3 社協は、情報の適正な管理、情報の公開の手続きその他この規程に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程により情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの規程の目的に則して適正に利用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、社協に対して情報の公開（第3号から第5号までに掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報に限る。）を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社協が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開をしないことができる情報)

第6条 社協は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、情報を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の該当事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要だと認められるもの
(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の該当事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし次の各号に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報
イ 町民の生活に影響をおよぼす法人等の違反又は著しい不当行為に関する情報であって、公開する必要があると認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 社協と国又は地方公共団体（以下「国等」という。）との協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあると認められるもの

(4) 社協の内部又は国等との間の審議、検討、調査等の意思形成過程における情報であって、公開することにより公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの

(5) 社協又は国等が行う事業の計画、争訟及び交渉の方針、入札予定価格、職員の身分その他事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの

(6) 人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であるとみとめられるもの

(情報の部分公開等)

第7条 社協は、公開の請求にかかわる情報に前条の規定により公開しないことができる情報が含まれている場合においてその部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 社協は、前条の規定により公開しないことができる情報であっても、期間の経過により、前条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(情報公開の請求方法)

第8条 第5条の規定により、情報の公開を請求しようとするものは社協に対して、次に掲げる事項を記載した情報公開請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人においては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求に係る情報の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、社協が定める事項

(情報の公開に対する決定等)

第9条 社協は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から15日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 社協は、前条の規定による決定をしたときは、速やかに前条の規定により請求した者（以下「請求者」という。）に対し、当該決定の内容を情報公開決定通知書（様式第2号）、情報部分公開決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

- 3 社協の場合において、情報の公開をしない旨の決定（第7条第1項の規定による場合を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、その理由を合わせて情報非公開決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。
- 4 社協は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときはその期間を延長することができる。この場合において、社協は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を情報公開決定期間延長通知書（様式第5号）により通知しなければならない。
- 5 社協は、第1項の規定による決定をする場合において当該決定に係る情報に社協以外の第三者に関する情報が記載されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を情報公開第三者情報意見照会書（様式第6号）、情報公開第三者情報意見回答書（様式第7号）により聴取することができる。

（情報の公開の実施及び方法）

- 第10条 社協は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該情報の公開をしなければならない。
- 2 社協は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損する恐れがあると認めるとき、部分公開を行うときその他相当の理由があるときは、複写したものにより情報の公開をすることができる。

（費用負担）

- 第11条 この規程により情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担するものとし、その額は別表とする。

（他の法令等との調整）

- 第12条 他の法令等の規程により、情報の閲覧又は交付を受けることができる場合は、当該法令等の定めるところによる。

（情報提供の充実）

- 第13条 この規程による情報の公開のほか、社協の事業に関する情報を解りやすく、積極的に提供するように努めるものとする。
- 2 前項に基づき、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第38条及び第39条に規定する次に掲げる情報について、社協事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、社協が設けるインターネットホームページ又は社会福祉法施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法等により茨城県に届出を行うことにより情報提供を行う。なお、定款並びに関係法令において特段の定めがある場合を除き、最新の情報を提供するものとする。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 監査報告
 - (8) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (9) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (10) 事業の概要等を記載した書類
 - (11) 現況報告書
 - (12) 定款

(13) その他、会長が必要と認めるもの

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日以後に作成し、取得した情報について適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

区 分		金 額
写しの作成に要する費用	電子複写機により作成したもの（白黒）	1 枚 10 円
	電子複写機により作成したもの（カラー）	実費相当額
	上記以外のもの	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵送料金の額

備考 1 枚の紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する経費は、2 枚として計算する。

様式第1号（第8条関係）

情報公開請求書

年 月 日

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会長

様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

(法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第8条の規程により、次のとおり情報の公開を請求します。

情報の件名又は内容	(情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 町内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 (事務所等の名称 所在地) <input type="checkbox"/> 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先 所在地) <input type="checkbox"/> 町内に存する学校に在学する者 (学校名 所在地) <input type="checkbox"/> 社協の行う事務事業に利害関係を有する者 (利害関係の内容)
利用目的	
備 考	

注1 □欄には、該当する□内にレ印を記入して下さい。

様式第2号（第9条関係）

情報公開決定通知書

五社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで公開請求のあった情報については、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第9条第2項の規程により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

情報の件名又は内容			
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）		
公開日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時～ 午前 時 午後 午後
	場 所		
	なお、当日都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で社会福祉協議会までご連絡ください。		
電話番号	0280（84）0765		
備 考			

注1 情報の公開の際には、この通知書を社協職員に提出してください。

様式第3号（第9条関係）

情報部分公開決定通知書

五社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで公開請求のあった情報については、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第9条第2項の規程により、次のとおり情報の一部を公開することと決定したので通知します。

情報の件名又は内容			
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）		
公開日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後 時～ 午後 時
	場 所	なお、当日都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で社会福祉協議会までご連絡ください。	
非公開となる部分及び理由	（公開することができない部分の概要） 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程 第 条第 号に該当 （理由）		
※情報の全部を公開することができる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る情報の全部を公開することができますので、改めて公開請求をしてください。		
電話番号	0 2 8 0 （ 8 4 ） 0 7 6 5		
備 考			

注1 情報の公開の際には、この通知書を社協職員に提出してください。

2 ※印の欄は、請求に係る情報が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる期日をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第4号（第9条関係）

情報非公開決定通知書

五社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで公開請求のあった情報については、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第9条第3項の規程により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

情報の件名又は内容	
公開することができない理由	社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程 第 6 条第 号 の規程に該当 (理由)
※情報の全部を公開することができる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る情報の全部を公開することができますので、改めて公開請求をしてください。
電話番号	0 2 8 0 (8 4) 0 7 6 5
備 考	

注 ※印の欄は、請求に係る情報が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる期日をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第5号（第9条関係）

情報公開決定期間延長通知書

五 社 協 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで公開請求のあった情報については、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第9条第4項の規程により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

なお、可否の決定をしたときは、速やかに通知します。

情報の件名又は内容	
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
可否決定に対する期間を延長する理由	
可否決定をすることができる期日	年 月 日
電話番号	0280（84）0765
備考	

様式第6号（第9条関係）

情報公開第三者情報意見照会書

五 社 協 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会 長 印

次の情報について、 年 月 日に公開請求（申出）がありました。ついでには、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会情報公開実施規程第9条第5項の規程により公開するか否かの検討の参考とするため、この情報の公開についてご意見をお聴きしたいので、次のとおり照会します。なお、照会に対する回答は、別紙「情報公開第三者情報意見回答書」でお願いします。

情報の件名又は内容	(件名) (内容)
回答をお願いしたい事項	
回答期限	年 月 日までをお願いします。
電話番号	0280(84)0765
備 考	

様式第7号（第9条関係）

情報公開第三者情報意見回答書

年 月 日

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会
会長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のあつた情報の公開については、次のとおり回答します。

意 見	
備 考	